

平成 20 年 3 月 6 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

環境技術保有企業に対するグローバル化支援制度の導入について

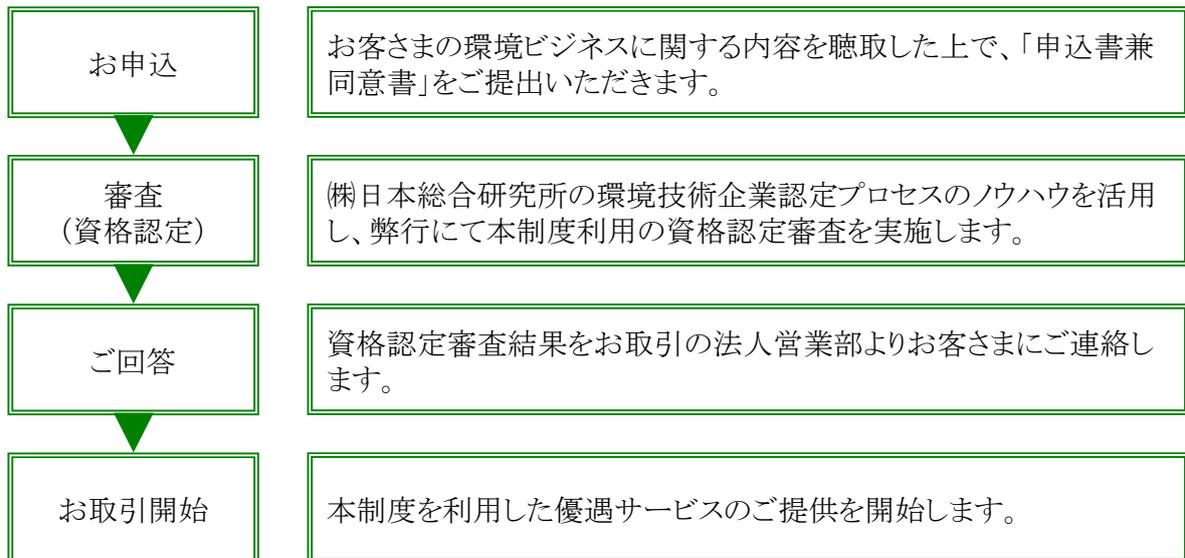
株式会社 三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、平成 20 年 3 月 10 日(月)より、環境関連分野で技術力を有する国内企業のグローバル化支援を目的に、貿易取引等の際必要となる手数料・金利の優遇サービス制度を導入いたします。

環境問題に対する地球規模の取組みが本格化する中、日本企業の持つ環境技術は世界的にも高く注目されています。弊行では、排出権紹介や環境配慮型企業向けの金利優遇ローンなど、様々な取組みを通じて環境関連企業への支援を実施しておりますが、今回、環境技術保有企業の貿易取引や海外進出をサポートするための優遇サービス制度を導入することで、国内環境技術保有企業のグローバル化を支援し、環境問題に対する取組みを強化いたします。

<本支援制度の概要>

1. 名称	グローバル ECOBIZ アシスト
2. 対象企業	以下の環境関連分野で装置製造・設備開発に携わっており、かつ弊行の環境技術認定基準をクリアした国内法人が対象となります。 【対象となる環境関連分野】 (1) 水(上水、下水、排水処理の浄化装置の製造等) (2) 廃棄物(一般廃棄物処理、焼却設備、最終処分場等) (3) 新エネルギー(バイオマス、地熱、太陽、風力、潮汐等) (4) 大気(集塵装置、脱硫装置、排気ガス対策装置の製造等) (5) 省エネ(省エネ製品の製造等) (6) その他(土壌汚染対策、緑化、自然修復等)
3. 支援制度の概要	本支援制度の内容は下記の優遇サービスとなります。 (1) 優遇サービスの内容 ① 為替売買手数料：一律 80%優遇 ② 輸出入ユーザンス金利：年率 0.5%優遇 ③ 輸入信用状発行手数料：全額免除(保証料は別途かかります) ④ 信用状通知手数料(輸出)：全額免除 (2) 優遇サービスのご提供期間 ・ 優遇サービスの開始日より 1 年間(※) (※) ご提供期間経過後の優遇サービス継続については、別途ご相談させていただきます。

<本制度ご利用までの流れ>



以 上